

関税定率法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 . 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 特例申告制度における指定貨物制度の廃止及び特例輸入者の承認要件の見直しに伴う規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第 4 条の 2 等関係)
 - (2) 関税法第 1 5 条の 2 の規定により積荷に関する事項として報告を求める事項及び当該報告を求める者を定めることとする。(関税法施行令第 1 3 条の 2 関係)
 - (3) 経済連携協定の実施政令の整備を行うこととする。(経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令関係)

- 2 . 商標権侵害物品等に係る認定手続において、輸入者が争う旨を記載した書面を10日以内(行政機関の休日含まない。) に提出しない場合には、権利者等に対し、証拠提出等を求めることなく該否の認定を行うことを可能とすることとする。(関税法施行令第 6 2 条の 1 6 関係)

- 3 . 特恵関税制度について、次による改正を行うこととする。
 - (1) 特恵受益地域から仏領ポリネシア地域を除外することとする。
 - (2) 特恵関税の適用から中国を原産地とする布団等の特定の国を原産地とする特定の物品を除外することとする。
(関税暫定措置法施行令第 2 5 条及び別表第 1 関係)

- 4 . ベトナムの世界貿易機関への加入に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 便益関税適用国からベトナムを除外することとする。(関税定率法第 5 条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
 - (2) ベトナムを原産地とする輸入貨物の不当廉売関税を課する場合に基準とされる正常価格の算定に係る規定の特例を設けることとする。(不当廉売関税に関する政令第 2 条第 3 項及び第 1 0 条の 2 関係)

- 5．関税割当制度の適用を受ける物品につき平成19年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
- 6．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7．この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成19年4月1日から施行することとする。